平成３０年度版

平成２７年３月２日

文教厚生委員会資料

健康福祉部医療政策課

市町村が行う在宅医療推進事業に対する支援制度について

市町村が行う在宅医療の推進に関する事業に対して、県が市町村の事業費を補助し、地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援する

制　度　の　概　要

１．訪問診療支援事業【総合確保基金】

病院・診療所の訪問診療の実施を誘導するため、条件不利地域において、訪問診療計画に基づき訪問診療を行う病院・診療所に対して、市町村がその運営費の一部を補助

　　市町村が行う補助額の目安　病院1,000千円／年　　　診療所300千円／年

県は事業費の３／４補助

２．訪問看護ステーション支援事業【総合確保基金】

　条件不利地域における移動時間が長い訪問看護ステーションの経営安定化・体制の充実により訪問看護地域の拡大を図ることを目的として、条件不利地域の遠隔地に訪問看護を行う事業所に対して、その運営費の一部を市町村が補助（但し、医療保険における特別地域訪問看護加算算定案件は補助対象外とする）

市町村が行う補助額の目安　移動時間が３０分以上の訪問看護回数×1,000円

県は事業費の３／４補助

３．訪問看護ステーションサテライト整備事業【総合確保基金】

　訪問看護ステーションが近くにない地域に、新たにサテライト（出張所）を整備することで、より効率的な訪問看護サービスの実施体制の構築を図ることを目的として、条件不利地域において、訪問看護ステーションのサテライト（出張所）を整備する場合、その費用の一部を補助　※補助額の上限：１００万円

市町村が行う場合　県は事業費の２／３補助

事業者が行う場合（市町村による間接補助）県は市町村補助額の３／４補助

４．地域医療・在宅医療に対する住民理解促進事業【総合確保基金】

　市町村が、地域医療を支える医療関係者の取組みや在宅医療の重要性について地域住民への理解促進を図る事業（研修会・座談会の開催、広報媒体の制作など）に新たに取り組む場合に必要な経費の一部を補助

　※補助基準額：６０万円

県は事業費の３／４補助（補助額の上限：４５万円）